

意 見 公 募 の 結 果

規 則 等 の 題 名	探偵業の業務の適正化に関する法律に係る処分基準
意 見 公 募 の 趣 旨	探偵業の業務の適正化に関する法律に係る処分基準改定のため、意見公募を行ったものです。
規則等の案の公示の日	令和 8 年 3 月 1 8 日
提 出 意 見	1 件 昨今の宗教法人による重大事件の発生を考慮し、探偵業の業務の適正化に関する法律第 3 条（欠格事由）に「宗教法人は探偵業を営んではない」、「宗教法人の取り消しを受けたものは探偵業を営んではない」といった規制を設けることを提案する。
ご 意 見 に 対 す る 警 察 の 考 え 方	提出されたご意見は法律の欠格事由に関するものであり、今回公募を行った処分基準の改訂案に関するものではありません。
改 正 後 の 規 則	定められた処分基準
そ の 他	